



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10 月 10 日 (金)
第 646 号

目 次

告 示

○准看護師試験の実施	755
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	756
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	757
○同	757
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更	759
○同	759
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	760

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	760
○大規模小売店舗の変更の届出	761
○同	761

正 誤

○令和 7 (2025) 年第 583 号中	762
------------------------	-----

告 示

栃木県告示第 432 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定に基づく第 75 回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 19 条の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 10 月 10 日

栃木県知事 福田 富 一

- 試験期日
令和 8 (2026) 年 2 月 1 日 (日)
- 試験場所
宇都宮市陽南 4 丁目 2-1 栃木県立衛生福祉大学校
- 願書の提出期間
 - 提出期間
令和 7 (2025) 年 12 月 8 日 (月) から同月 11 日 (木) まで
(郵送の場合は、簡易書留にて令和 7 (2025) 年 12 月 11 日 (木) までの消印有効)
 - 提出場所
〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1-20
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話 028(623)3152
- 試験科目
人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
保健師助産師看護師法第 22 条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（令和 8（2026）年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和 8（2026）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和 8（2026）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和 8（2026）年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和 8（2026）年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第 5 条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第 75 回栃木県准看護師試験願書

- (2) 第 75 回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

- (3) 受験資格を証する書類

ア 5 の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和 8（2026）年 3 月 3 日（火）17 時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業（修業）確定証明書を提出した者については、令和 8（2026）年 3 月 13 日（金）17 時までに卒業等証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果の如何にかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5 の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

（医療政策課）

栃木県告示第 433 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 27 条第 1 項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

令和 7（2025）年 10 月 10 日

栃木県知事 福田 富 一

整 理 番 号	事 業 者		事 業 所		登 録 の 年 月 日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住 所 又 は 主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地		
092600020	合同会社みゆき	宇都宮市越戸 二丁目14番8 号	みゆきケア訪 問介護	宇都宮市越戸 二丁目14番8 号	令 和 7 (2025) 年 9 月22日	口腔内の喀痰吸引 気管カニューレ 内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろう による経管栄養

栃木県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
みんなの薬局	足利市借宿町 1-21-13	株式会社 H A R U K A 代表取締役 宗村 玲奈	令 和 7 (2025) 年 10月 1 日	育成医療及び更生 医療
そらいろ調剤薬局 入舟店	栃木市入舟町 4-4	株式会社アポニーズ 代表取締役 下田 明範	令 和 7 (2025) 年 10月 1 日	育成医療及び更生 医療

栃木県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
なすふれあい薬局	那須塩原市沓掛 2-19-18	株式会社メディテック 代表取締役 土橋 学	令 和 7 (2025) 年 9 月 1 日	精神通院医療
そらいろ調剤薬局 南町店	那須塩原市南町 6-22	株式会社アポニーズ 代表取締役 下田 明範	令 和 7 (2025) 年 10月 1 日	精神通院医療
プラザ薬局 国本店	宇都宮市新里町1608-109	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令 和 7 (2025) 年 10月 1 日	精神通院医療

大沢調剤薬局 片柳店	栃木市片柳町 1-6-35	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 大平店	栃木市大平町新1540-183	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
プラザ薬局 真岡店	真岡市下高間木 1-13-8	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 本町店	栃木市本町16-6	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 菌部店	栃木市菌部町 1-1-4	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
プラザ薬局 関堀町店	宇都宮市関堀町767-3	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 万町店	栃木市万町18-1	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 駅南店	栃木市沼和田町10-15	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 西支店	栃木市片柳町 1-3-5	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 神田町店	栃木市神田町21-17	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
あゆみ薬局	栃木市今泉町 1-5-11	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
プラザ薬局 雀宮店	宇都宮市新富町 2-7	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
大沢調剤薬局 日ノ出町店	栃木市日ノ出町 9-10	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療
訪問看護ステーションTOMONI	小山市羽川148-31	NOA・JAPAN株式会社 代表取締役 児玉 大作	令和 7 (2025) 年 10 月 1 日	精神通院医療

栃木県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和 7 (2025) 年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変更年月日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
花・花薬局 上高間木店（ラベンダー薬局）	真岡市上高間木3-3-8	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	育成医療及び更生医療
花・花薬局 茂木店（わかば薬局 茂木店）	芳賀郡茂木町茂木1172-1	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	育成医療及び更生医療
花・花薬局 しらさぎ店（くすの木薬局）	河内郡上三川町しらさぎ1-18-9	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 10月 1 日	育成医療及び更生医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和 7 (2025) 年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変更年月日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
花・花薬局 長沼店（すみれ薬局）	真岡市長沼743-5	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	精神通院医療
花・花薬局 上高間木店（ラベンダー薬局）	真岡市上高間木3-3-8	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	精神通院医療
花・花薬局 岩曽店（わかば薬局）	宇都宮市岩曽町1087-2	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	精神通院医療
花・花薬局 茂木店（わかば薬局 茂木店）	芳賀郡茂木町茂木1172-1	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	精神通院医療
花・花薬局 平出店（わかば薬局 平出店）	宇都宮市平出町3866-1	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	令 和 7 (2025) 年 8 月 1 日	精神通院医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第 438 号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和 7（2025）年 10 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小山市美田東部土地改良区	小山市美田東部地区土地改良（維持管理）事業	令和 7（2025）年 10 月 14 日から 同年 11 月 11 日まで	令和 7（2025）年 11 月 26 日	下都賀農業振興事務所

（農地整備課）

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和 8（2026）年 2 月 10 日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7（2025）年 10 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂野木友沼店
野木町友沼 4995-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社薬王堂
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8（2026）年 5 月 31 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,239㎡
- 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 40 台
駐輪場 8 台
- 荷さばき施設の面積
40㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
3.9㎡
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午後10時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分から午前10時30分

11 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

13 届出年月日

令和 7 (2025) 年 9 月30日

14 縦覧場所

県ホームページ

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和 8（2026）年 2 月10日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7（2025）年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

たいらや自治医大店

下野市緑四丁目26番 3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練堀町 3 番地

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一 東京都千代田区神田練堀町 3 番地	東京センチュリー株式会社 代表取締役 藤原 弘治 東京都千代田区神田練堀町 3 番地	令和 7（2025）年 4 月 1 日

4 届出年月日

令和 7（2025）年 9 月26日

5 縦覧場所

県ホームページ

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により、意見を有する者は、令和 8（2026）年 2 月10日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7（2025）年10月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
たいらや自治医大店
下野市緑四丁目 26 番 3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐車場の自動車の出入り口 の数	5 か所	4 か所	令和 7 (2025) 年 9 月 27 日

- 4 届出年月日
令和 7 (2025) 年 9 月 27 日
- 5 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

正 誤

発 行 番 号	ペ ー ジ	行	正	誤
令 和 7 (2025) 年 第 583 号	139	下から 14 及び下か ら 15	(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属 鑄物鑄造作業)、鍛造 (プレス型 鍛造作業)	(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属 鑄物鑄造作業)